

説明資料（第2稿）等の琵琶湖部会に関連する部分について の論点、意見等

< 意見募集の内容：締切 7/3～7/4（班により異なる） >

各自の担当箇所について関連資料（下記参照）を精読頂いた上で、部会として今後、検討・議論しなくてはならない事項や部会としての意見案などをその理由も含めて記述し、提出頂いた。

< 関連資料 >

- ・ 第21回委員会(5/16開催) 資料3-1「丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料」
- ・ 6/20委員会にて提出された説明資料（第2稿）

< 検討班役割分担 >

第23回琵琶湖部会(6/10)において、今後、部会としての意見とりまとめのために作業部会を設置し、リーダーを中村委員とすることが決定した。

部会終了後、中村リーダーを中心に委員が集まり、作業部会の進め方について相談した結果、下記検討班に分かれて検討を進めることとなった。

検討班	担当委員（ は班長、 は副班長）
ダム	寺川、 仁連、江頭、川端、倉田、宗宮、松岡、水山
水位	西野、 川端、井上、嘉田、川那部、小林、藤井、松岡、三田村、村上
連携	嘉田、 藤井、井上、仁連、松岡、村上

リーダーの中村委員は全体調整のため、検討班メンバーには入らない

	ご意見	提出者 (敬称略)
1 . 流域の概要		
1	<p>「1 . 流域の概要」の中に追加文章を</p> <p>琵琶湖は滋賀県民はもとより内外から多くの人々が訪れる観光産業としても発展している、ホテル、旅館、民宿、レストラン、観光船、マリナー等も琵琶湖の恩恵をうけている。</p> <p>琵琶湖を利用した多様なレクリエーションを楽しめる湖でもある。近年、自然豊かな琵琶湖で多くの子供達が自然体験、環境学習の場として利用されている。</p>	井上 (連携)
1	<p><最後の部分に以下の文章をいれることを提案></p> <p>琵琶湖淀川流域の水資源は、明治以降の近代化の中で、近畿圏における産業や生活水準の向上に大きな役割を果たしてきた。明治時代には、電源開発として、戦後の高度経済成長期には工業用水や都市活動用水として、各種の資源開発が行われた。その代表が、1972年から1997年まで続いた琵琶湖総合開発である。琵琶湖総合開発では、[利水、治水、環境保全]の3つの目的が同時に求められた。また下流への水供給に対して、上流域の地域開発を折り込んだのも琵琶湖総合開発の重要な特色である。</p> <p>つまり、下流の水需要の増大に応えるために、琵琶湖の水位そのものの人為的な操作性をたかめ利用可能な水量(開発水量は毎秒40トン)を増大させた。同時に湖辺の水害(水込み)をふせぐために湖岸堤防で湖をとりかこみ、150以上もの水門を建設し、その合理的な操作により、沿岸の水害をふせぐという水位管理政策をめざした。一方、環境保全として最大の投資をされたのは、琵琶湖沿岸域を4つの処理区にわけた[流域下水道]である。しかしこれらの施策は思わぬ悪影響を及ぼしてしまった。それが水質などの改善の遅れであり、固有生態系の破壊であり、人びとの河川や湖への無関心の増大である。</p> <p>総合開発がおわりに近づいた1990年代にはいって、高度経済成長期にもとめた公共事業の建設の仕方、そのハードな技術だけではなく、ソフトの社会的対応にもさまざまな問題があらわれてきた。その結果、各種の制度的対応がなされた。その典型が河川法の改正であり、環境保全と住民意見の反映があらたにつけくわえられた。同時に、環境については、環境基本法が制定され、環境アセスメントの手続きも明確にされた。農業基本法においては、農業の多面的機能が追加され、産業政策としての農業から、国土保全をも意図した農業法に変換された。さらに2002年には、戦後の開発政策によりいためつけられた国土の再生をめざして、[自然再生推進法]が制定された。</p> <p>国内におけるこのような流れを推し進めたのは、国際的な環境保全の流れであり、1992年の環境サミットでは、生物多様性問題と地球温暖化が国際的問題として注目をあび、国内法にも反映され、生物多様性国家戦略の制定や、地球温暖化をふせぐための京都議定書の制定もされた。さらに2003年には世界水フォーラムが琵琶湖・淀川水系で開催され、水や河川政策に対する国際的、国内的関心も高まりつつある。</p>	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
2. 現状の課題		
2.1 河川環境		
2.1.1 河川形状		
2.1.1	縦断方向の不連続部分の存在に、天井川化による瀬切れ部分の存在を加えるべきである。	小林 (水位)
2.1.2 水位		
2.1.2	<p>水資源開発施設による中小洪水の貯留等が流況の平滑化を招き、河川改修事業による河川横断形状の不連続化と相まって、川本来の水位変動や攪乱を減少させ、河川の生態系に影響を与えているところもある。</p> <p>琵琶湖では、淀川水系の治水・利水の面からの水位操作により、<u>生物多様性と生態系機能とを歴史的に形作ってきた自然の季節的な水位変動の様相が、完全に変更されてしまった。</u>例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に琵琶湖水位を約50cmも急激に低下させてしまうとともに、夏以降の水利利用により必然的に水位が低下している。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えている恐れがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬期間には波浪による浜欠けを助長し、ヨシ刈りに影響を与えているところもある。(追加)</p> <p>理由：自然の季節的な水変動の様相が一変し、「水がめ」としてのダムと同様に扱われていることが、『提言』でも指摘した通り、全面的・基本的な問題である。5月から6月にかけての人為的低下は、その一つの例に過ぎない。</p>	川那部 (水位)
2.1.2	「川本来の水位変動や攪乱」の「川本来の攪乱とは？」を川本来の生態系の許容の範囲とも関係して、用語集で定義・説明すべきである。つまり、川本来と人為による水位変動や攪乱を包含した影響に対して、琵琶湖や河川の生態系の許容範囲をどのように考えているかということである。	小林 (水位)
2.1.5 土砂		
2.1.5	「河床材料の変化」を改め「河床材料の粗粒化や流路の固定化」	江頭 (ダム)
2.1.7 景観		
2.1.7	<p>1) 河川の多様な自然景観を阻害する典型的な人工施設として、グランド等スポーツ施設などの高水敷利用施設があり、「・・・コンクリート護岸・橋梁・高水敷利用施設等が、・・・」のアンダーライン部分を加えるべきである。</p> <p>2) 「また、<u>ダムの湛水量や水位、時期にもよるが、ダム貯水池の法面において裸地が存在する・・・</u>」のアンダーライン部分を加えるべきである。</p> <p>3) ダムの自然景観に関わっているならば、裸地は質的な側面についてはともかくとして、あくまで自然景観の一要素である。これに対して、周辺道路や売店等観光施設、鉄塔、橋梁等の人工構造物は自然景観要素ではなく、逆に自然景観の阻害要素である。もし、裸地が景観を損ねているというならば、そうした人工構造物の方がもっと自然景観を損ねていることに、配慮すべきである。</p>	小林 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
2.2 治水・防災		
2.2	既存の計画にとらわれない計画には賛成であるが、昭和46年工事实施基本計画および昭和47年からの琵琶湖をベースとして推進されてきた治水・利水対策の評価をもっと積極的にしても良いのではないか。	江頭 (ダム)
2.3 利水		
2.3	(・・・水位低下が3回発生している)。もっともこの水位低下は1992年の水位操作規則の変更後おきたもので、湯水傾向だけでなく、水位操作の方法に起因する部分もあることは明記する必要がある。	嘉田 (連携)
2.4 利用		
2.4.1 水面		
2.4.1	琵琶湖では・・・、琵琶湖との関わりなどについて経済界と行政との間において議論もなされないまま現在に至っている。	井上 (連携)
2.4.3 舟運		
2.4.3	(・・・期待されている)。さらに琵琶湖においては、交通としての舟運が衰えてきた昭和30年代以降も観光船の人気は高く、湖上での船遊びは、現在でも琵琶湖観光の売りでもある。さらに、1982年に周航した琵琶湖学習船、[うみの湖]は20年をすぎて32万人以上の児童生徒が琵琶湖学習船として利用することで、子どもたちの水や湖への親しみを増すために大きな役割をはたしつつある。(文章追加)	嘉田 (連携)
2.4.3	琵琶湖における舟運についての記載が必要である。	川那部 (水位)
2.5 維持管理		
2.5	(・・・新規操作員の確保が困難になっている)。洪水はある広い領域で一気におこるおそれがあり、必ずしも行政担当者だけが担当できるものではない。高齢化しつつあり操作員に対して、コンピュータ操作などに習熟し、かつ責任感のある若い操作員を専門に養成する必要がある。河川レンジャーのひとつの役割とも考えられ、検討の価値がある。さらに、このような操作員を養成することで、地域の若者の雇用確保にも繋がる可能性がある。(文章追加)	嘉田 (連携)
2.6 ダム		
2.6	ダムの効用と弊害については記述されているが、流域におけるダムの歴史と役割を挿入してほしい。	江頭 (ダム)
2.6.1 既設ダム		
2.6.1	(・・・関係機関とも連携してより一層の避難誘導が必要である)。洪水時の避難命令や洪水情報が実際に効力を発揮するためには、情報を流す人びとの間での社会関係のあり方がおおきくかわっている。情報を出す人(びと)と受け止める人の間に社会的信頼関係がないと、情報は単なる[知	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	る]だけのものとなり、人を[うごかしめる]情報とならない。つまり避難誘導というような極めて人間的な行為に関しては、人間心理や社会心理的な理論をふまえた上での計画が必要であり、そのためのひとつの仕組みとして、経常的に地域の人たちと顔見知りの関係をつくり、地域社会に根差した活動を行う河川レンジャーの役割が重要となってくる。(文章追加)	
2.6.1	「河床材料」とあるが、河床の砂泥・岩盤等は一般に「材料」とは言わず、「材料」とは人為的工作に用いる資材を言うので、セメント塗着や構造物設置を示すのか。	倉田 (ダム)
3. 河川整備の基本的な考え方		
3	自然、社会、文化的条件を背景として、治水・利水・環境からなる3つの条件をいかに満たしながら、流域を含めた諸河川をどのように整備し、どのように管理するのか、もっと強い姿勢を前面に出して頂きたい	江頭 (ダム)
3	これまでの河川整備が河川環境に及ぼしてきた影響を真摯に受け止め、「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる。」との考え方を踏まえて、河川環境の保全・再生を図る。 <u>この場合、「自然を作れるのは自然だけである」ことを強く認識し、それを「手伝う」ことに全力を挙げる。</u> (追加) 理由：従来の技術万能の考えを全面的に改めることが、『提言』の示すところである。「河川環境」だけに止まるものではなく、従ってここで記載すべきである。	川那部 (水位)
4. 河川整備の方針		
4.1 計画策定、実施のあり方		
4.1.1 対象範囲		
4.1.1	指定区間外区間(大臣管理区間)を主たる計画対象とする。 <u>ただし、計画策定上必要となるそれ以外の指定区間・流域についても言及する。し、とくに地方自治体に委任した部分については、協議によってその対象化を図る。</u> (追加・削除) 理由：従来からの委員会と<河川管理者>との話し合い(委員会議事録をも見よ)から、大きく外れている。本来であれば、<指導>等によって計画の徹底を図るべきであるが、今回は取り敢えず、上記のように敢えて下がった表現を提案してみる。なお、「沿岸海域への影響をも視野に入れる」は秀逸であり、さらに言えばここぞ「言及する」とするのが良い。	川那部 (水位)
4.1.3 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
4.1.3	(・・・活かした公正な仕組みを検討する)と同時に、異なった主体間の意思形成を有効にはかるためには、問題がおきた時だけでなく、日常的な信頼関係をきづくことができるような地道な活動が必要であり、河川レンジャーがコーディネーターとして役割を發揮できる場面でもある。(文章追加)	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.2 河川環境		
4.2	前文の「文章が長すぎる」ので、短い文に改めて下さい。	江頭 (ダム)
4.2	「河川環境を保全・再生していくに際しては、人工的な改変によって川をかたち造るという発想ではなく、『川が川をつくる』のを手伝う」という考え方を念頭に実施するとともに、常に慎重にモニタリングを行い、」の部分は3. 河川整備の基本的な考え方(p.17)との繰り返しではあるが、重要なのでここは残しておくべきである。	川那部 (水位)
4.2.1 河川形状		
4.2.1	横断方向及び縦断方向の連続性の修復を目指し、変動する水と土砂の流れの結果として、瀬と淵や河原等多様な形状を持つ河川の復元を図る。 そのため、瀬と淵、砂州等の河川形状や自然が創り出した狭窄部はできるだけ人為的な手を加えずに保全する。 <u>湖と河川や陸域との移行帯についてもなだらかな連続的移行を目指し、その大幅な改善を行う。(追加)</u> 理由：湖と河川や陸域との移行帯については、「横断方向」「縦断方向」の区別はなじまない(強いて言えば、陸域とは「横断」、河川とは「縦断」になってしまう)。また、琵琶湖を中心とする湖沼が疎かになる可能性があるため、特記すべきである。	川那部 (水位)
4.2.2 水位		
4.2.2	河川及び琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するため、 <u>自然における水位変動の様相を基本に、治水・利水への影響を考慮した上で、水位変動や攪乱の増大を図る観点から、淀川大堰や瀬田川洗堰等の運用を検討する。(追加)</u> 堰の水位操作の見直しに際しては、生物及び生物の生息・生育環境等の調査を実施し、問題点等実態を把握のうえ、試験操作を行いながら、モニタリング及び評価を実施する。 理由：自然における水位変動の様相が基本であることを記載しなければ、『提言』の趣旨を活かしたことはない。	川那部 (水位)
4.2.2	「治水・利水への影響を考慮した上で」を「水需要を精査し、治水・利水への影響を考慮した上で」とする。 理由：琵琶湖の著しい水位低下は瀬田洗堰の操作によって起こり、この操作運用は水需要によって決められるから	川端 (水位)
4.2.2	「治水・利水への影響を考慮した上で」を「治水・利水・環境への影響を考慮した上で」に変更していただきたい。 理由：小生が琵琶湖部会で説明したように、瀬田川洗堰の水位操作により、琵琶湖の富栄養対策が可能になるからです。すなわち、琵琶湖の表層水における窒素・リンなどの富栄養化関連物質は、循環期(晩秋から早春まで)に濃度が高く、停滞期(晩春～秋)に低くなるため、可能な限り循環期かその後できるだけ早い時期に琵琶湖水を流出させることが望ましい。ただし、ここでいう環境は水質のことです。	三田村 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.2.4 水質		
4.2.4	<p>なお、下水排水や汚濁流入支川の流水を本川の流水と分離して流す流水保全水路については、既存施設における分離の効果等について引き続き調査、検討を行う。さらに、流域下水道が却って水質改善に悪影響を与えている面のあることに鑑み、その再検討を行う。(削除・追加)</p> <p>理由：家庭・工場・農業排水などの合一化と暗渠によって、問題の生じているところが多い実情、さらには点源がまばらに存在するところでは、その機能が充分でないことから、流域下水道は見直しを迫られている。そのことをあからさまにすべきである。</p>	川那部 (水位)
4.2.6 生態系		
4.2.6	<p>(・・・啓発活動も実施する)。各自治体では、生態系保全にかかわる条例などをもっており、たとえば琵琶湖では、[滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例]においてはヨシ保全を、また[滋賀県琵琶湖のレジャー利用適正化に関する条例]において外来魚問題に対応しており、それらの部局との連携も重要である。(文章追加)</p>	嘉田 (連携)
4.2.6	<p>また、河川に流れ込む支川や水路等を含めた河川の横断方向及び縦断方向、および琵琶湖と陸域等とのあいだにおいて、連続性を持った生物の生息・生育環境を確保するとともに、生物に配慮した水位管理や水量管理等の方策について、関係機関等と連携して検討する。(追加)</p> <p>理由：琵琶湖においては、特記の必要がある。</p>	川那部 (水位)
4.2.7 景観		
4.2.7	<p>(・・・取り組む)</p> <p>各自治体では、水辺の景観保全にかかわる条例などをもっており、たとえば琵琶湖では、[ふるさと滋賀の風景を守り育てる][滋賀県風致地区内における建築等の規制に関する条例]などがあり、それらの部局との連携も重要である。(文章追加)</p>	嘉田 (連携)
4.2.7	<p>1)「河川管理施設・高水敷利用施設等の新設及び改築にあたっては、・・・」のアンダーライン部分を加筆すべきである。</p> <p>2)「・・・裸地対策やダム周辺における人工構造物等の景観対策について取り組む。」のアンダーライン部分を加えるべきである。</p>	小林 (水位)
4.2.8 生物の生息・生育環境に配慮した工事の施工		
4.2.8	<p>質問：「河川の縦・横断形状が不連続とならないように施工する」とはどんなこと？</p>	江頭 (ダム)
4.2.8	<p>護岸工事の実施にあたっては、縦断方向及び横断方向の河川形状(湖と陸域等とのあいだを含む)が不連続とならないように施工するが、水衝部等で河岸の保持のため護岸を施工する場合は、生物の生息・生育環境に配慮した工法を採用する。(追加)</p> <p>理由：琵琶湖においては、特記の必要がある。</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.3 治水・防災		
4.3.1 洪水		
4.3.1(1)1) 日頃から備える	(日頃より・・・・・・、実施する)。特に新住民や若者、子どもたちなど、地域の地理や社会的事情にくわしくない人たちの間で防災意識を高め、自己防衛の知恵と工夫を養うことは行政としての重要な責務である。(文章追加)	嘉田 (連携)
4.3.1(1)4) 堤防強化対策	<ul style="list-style-type: none"> ・「緊急堤防補強区間」については、いわゆる「ハイブリッド堤防」など、例えば中央部あるいは法面部の補強などを重点的に行うことを、明示する必要がある。 ・堤防が高すぎて、破堤・溢水などが生じたときに鉛直的な力がおおいにかかる区間などについては、「堤防の高さを切り下げる」との表現を加えるべきである。少なくとも今後の「検討」、「見直し」項目として掲げなければならない。 	川那部 (水位)
4.3.1(2) 浸水被害の軽減	「(2)の3)琵琶湖沿岸の浸水水田の指定と補償的支払い」を追加 琵琶湖周辺での浸水被害の軽減については、琵琶湖のたて方向の水の流れを確保し、特に在来魚の産卵などを促すためには、梅雨時の高水位はプラス価値ももつものでもある。それゆえ、湖岸の水田などを[遊水池]あるいは[産卵水田]として指定し、補償的支払いを行うことで、土地所有者の協力をえるなどという政策も検討の余地がある。その際、農林行政での[多面的機能]政策と連携をすることが必要となる。	嘉田 (連携)
4.3.1(2) 浸水被害の軽減	・「浸水被害」については、「破堤」等の危険に比べて致命的な点では小さいことに鑑みたかたちで、言及すべきである。	川那部 (水位)
4.3.1(3) 一連区間整備の完成等	・「一連区間整備の完成」については、「下流の破堤の危険性を増大させる無堤部の築堤等」との記述は、無制限な「一連整備」を誘発する可能性があるため、「著しく」「極めて」などの限定詞を付すると同時に、その制限性を記述しなければならない。	川那部 (水位)
4.3.1(4) 土砂対策	異常時の土砂管理(土砂災害対策、河川に対する異常な土砂流出のインパクト)と平常時の土砂管理の違いを明確にして記述した方がよい。流域土砂管理の重要性をもっと前面に出して頂きたい	江頭 (ダム)
4.5 利用		
4.5.1 水面		
4.5.1	現在の水面利用のあり方についてももちろん討議し、手を打つ必要はあるでしょうが、20年、30年後のためとなれば、今子供たちに都市に残された唯一の自然ゆたかな川、びわ湖で子供たちが川、琵琶湖の恵みを感じられる水面利用の自然体験、環境学習等のソフト事業を推進する必要がある。 (そして恩恵を受ける川、琵琶湖で親しんだ子供達が、大人になった時、未来の川を豊かにする方法、知恵を見つけてくれる。)	井上 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.5.2 河川敷		
4.5.2	4.5.2 河川敷と湖岸帯(追加) 理由:琵琶湖の湖岸陸域についても、同様のことが書かれなければならない。	川那部 (水位)
4.5.3 舟運		
4.5.3	琵琶湖の舟運も壊滅的状况に向かいつつある。淀川下流域同様に育成がなされなければならない。	川那部 (水位)
4.6 維持管理		
4.6(1)1)堤防・護岸	(・・・雨期や台風期の除草を実施する)。このような作業においては地元地域社会との連携をはかれるよう、河川レンジャーがコーディネーターとしての役割を發揮することが期待される。(文章追加)	嘉田 (連携)
4.6(1)2) 河川管理施設の操作	(・・・IT技術を利用したシステム・・・する)。特にコンピュータ操作になれば、責任感をもつ若者を河川レンジャーとして育成することで、地域の雇用創出にも貢献可能である。(文章追加)	嘉田 (連携)
4.7 ダム		
4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・「4.1.1 河川整備の方針 計画策定・実施のあり方 対象範囲」に挙げた考えを採用し、地方自治体に移管したものはもちろん、他の目的のための地方自治体・企業等の所管・経営するダムについても、全面的に言及することを明示し、<河川管理者>としての国が、意見を積極的に提示してそれを積極的に協議することを明示しなければならない。 ・既設のダムについて、治水的役割はもちろん、あるいは自然環境保全上の役割を持たせるよう、「検討」、「見直し」項目に入れなければならない。 ・治水目的とされるダムにおいても、バックウォーター域や下流域において、逆に治水条件が悪くなった過去のいろいろな例について、真剣な反省と分析を行ったうえ、そのようなことのないようにいかなる処置を講ずるのかを、明示しなければならない。 	川那部 (水位)
4.7	<ul style="list-style-type: none"> ・「影響」という表現(記述)が63~72頁の間に、気づいただけで14カ所使われているが、「どのような局面に対して、どの程度、どの範囲など」の明示がない使い方をされると、対応や評価の判断が出来ないので困る。故意に不鮮明にする意図がなければ、第三者の理解し易い追加・説明表現(記述)を望みたい。例えば、次に示すように少し判り易く修正した方がよいと思う。 63頁15行目、「放流水温環境への影響」 「・・・重大な」or「かなりの」影響 63頁18行目、「生息・生育環境に影響」 「回復不能に陥りかねない」影響 64頁6行目、「社会環境・自然環境への影響」 「諸」影響 64頁11行目、「生態系に及ぼす影響」 「諸」影響と「程度」 	倉田 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.7	<p>・「調査検討する」or「検討する」or「調査する」という表現（記述）が、63～72 頁の間に、気づいただけで約 40 ヶ所使われているが、その調査内容・検討内容やその方法についてほとんど説明がなく、恐らく、今後、調査内容や方法について考えていきたいということだろうと思う。しかし、その内容や方法の説明がないと、その妥当性を予測すら出来ず、おおよそでもよいからその内容や方法を考えているということを（ ）書きにして付言してでも明らかにして貰わないと、第三者としては諾否の意思表示が出来ぬので、明示（説明）には手抜きのないようお願いしたい。</p>	倉田 (ダム)
4.7	<p>淀川水系流域委員会『提言』(4～18 頁)では、ダムはこれまで「河川の生態系と生物多様性に重大な悪影響を及ぼしてきた。・・・ため、原則として建設しないものとし、考えうるすべての実行可能な代替案の検討・・・」と述べており、従って、委員会の専門部会設置に際して、「ダム部会」は見送られてきたが、河川管理者側は計画中であったダムの代替案の検討はせず、「治水・利用・発電」目的から河川・琵琶湖の減水量補填や河川「瀬切れ」解消目的という新たな目的を立てて計画ダムの是が非でもの工事遂行をねらっているような素振りが強いように思える。「瀬切れ」や琵琶湖・河川の水位低下の生態系や生物多様性への影響のメカニズムや程度などについて、まだ科学的調査は十分に行われておらず、琵琶湖や河川への化学物質流入量の増加の影響の度合も明らかでなく、また生物相互間での淘汰現象についても不明解で（バス類やブルーギルの繁殖とその食害、鵜の近年の増殖とその食害による在来魚種の激減の実態やメカニズムについても未解明で）あり、ダム水源地域への社会・経済的活性化事業などより先にその解明に取り組めれば・・・と考える。「瀬切れ」についても、完全な断水的渇水でない限り、河床形状の工夫によっても可成りの改善が望みうるように思えるなど、ダム工事遂行以前に取り組んだり、代替案の検討を優先的に取り組むべきでないか。渇水対策にしても、今日では河川を直方行流式化し過ぎているが、古来は曲水流式によって水流の持続性延長も図られて来たなどを近代工法にも取り入れるなどの工夫もあるかとも思う。</p>	倉田 (ダム)
4.7.1 ダム計画の方針		
4.7.1	<p>治水・利水・環境面から水資源の現状を評価し、それに対するダムの役割を明記する必要がある。その上で、ダム以外に対策がない場合に・・・実施する。とした方がよいのではないかと？</p>	江頭 (ダム)
4.7.1	<p>(4)として以下を追加 (4)計画、あるいは建設中のダムについては、計画時からの社会情勢などの変化を考慮した[時のアセス]を行いながら、ダムの必要性について(治水、利水、河川維持用水)の厳密な議論を社会的透明性をたかめた舞台で行うことが求められる。と同時に巨額の税金を投入するに値するだけの[費用便益]がえられるか財政的な検討が必要である。さらに、ダム計画が実施された場合にも、万一中止された場合でも、いずれの場合にも、当該地域社会が今後継続して生</p>	嘉田 (連携)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	活していくための、[地域自立支援法](仮称)あるいは[地域振興支援法]などにより、一次産業の振興やエコツーリズムなどをふくむ社会的、財政的措置が必要である。特に若い人たちの雇用が確保され、長期的に地域社会がたちゆくための社会的措置が必要である。	
4.7.1	<ul style="list-style-type: none"> ・「湧水に対する安全度」とあるが、湧水を生じても生物多様性保全にとって支障のない程度を示すとも理解できる。うがって読めば、湧水を惹起させない条件を保証する程度とも理解できるが、それなら表現修正を求めたい。 ・「ダム群の再編成」とあるが、ダム配置の再編成なのか、ダム機能の連携の再編成なのか、その両者を含むのか、その際に一部ダムの壊廃を含むのか、など判然としない。また、65頁7行目には「ダム容量の再編成」とあるが、連携して故水量の調整する複数ダムの各容量の「再編成」=容量変更調整なのだろうが、ダムの改造は伴わずに実施するのかどうか教示願いたい。 	倉田 (ダム)
4.7.1(3)	ダム計画の方針(3)に「5)ダム上流の自然環境保全とダム湖流入河川の水質対策を講じる」を追加。	川端 (ダム)
4.7.2 既設ダム		
4.7.2	<ul style="list-style-type: none"> ・「選択取水設備」とあるが、ダムからの放水の水温・水質を意図的に工夫できるように、ダムの中から取水層(深浅の別等)や場所(中央部や縁辺部など)の選択をするのであろうと想像するが、ダムに向けて流下する上流河川からの取水を選択(ダムへ取水しない水流はダム側近から下流へそのまま流す方式もありうるだろう)する方法も考えられるので、どういうものか、構造的にもどういうものか教示願いたい。 ・「ダム水源地域の活性化」とあるが、「活性化」だけでは判然としない。多分、文化・社会・経済的な活性化であって、生物多様性の活性化ではないだろうと思う。ここで言う「社会・経済的活性化」は生物多様性保全のための河川整備計画に必要な策だとは言えないように思う。河川管理者が主体的事業として取り組むのは行き過ぎと思うが、真意の教示願いたい。河川・湖沼の生物多様性保全、自然を守るという姿勢を前面に出せないだろうか。 	倉田 (ダム)
4.7.3 事業中の各ダムの方針		
4.7.3	(修正を求める筆頭の箇所だが)ダム計画の方針に基づき」とあるが、「河川法改訂に伴う河川整備計画の再検討のため」と改めて欲しい。そうでないと、文末の「調査検討を行う」がダム計画遂行のための具体策の検討のように受け取れ、淀川水系流域委員会「提言」4-18頁の「計画・工事中」のものも含めて、5つの事項(「提言」4-18、15~18行目参照)が必要とされていることに矛盾すると思う。つまり、計画中のものも廃止する可能性を踏まえての記述にして欲しい。	倉田 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
4.7.3	<ul style="list-style-type: none"> ・ 5つのダム見直し案全体についても、代替案を検討した形にしているが、河川法改正に基づき提言が示した新たな河川整備の理念、新たな河川整備計画のあり方を反映した見直し案とは言い難い内容である。丹生ダムについても同様である。 ・ 特に、新たに加わった環境と住民意見の反映については、検討がきわめて不十分である。 ・ ダム計画については、提言4・6でそのあり方を述べているが、「原則として建設しない」というのが委員会の中心であり、その重い意味を受け止めれば安易にダム計画が有効との結論は出せないはずである。 ・ ダム計画においては、徹底した情報公開と説明責任果たさなければならぬ事項として5項目を示しているが、その中の自然環境への影響・改善策と、自然環境の価値を考慮した経済性についてはほとんど触れられていない。 ・ ダムの目的を大幅に変更することによって建設の必要性を論じているが、その根拠と、それに伴う財政負担の移動など目的変更は簡単ではなく、むしろ建設目的を失ったことになりその意味の方が大きい。 ・ 各ダムそれぞれに、代替案は費用がかさみ住民の理解が得られないと結論づけているが、ダム計画の費用がどれくらいかかるかさえ示せないのに、どうしてダムが有効といえるのか疑問であり、住民の理解が得られないとする根拠がきわめて希薄である。ちなみに、ダム事業費は当初金額を大幅に上回るのが常識で、日奈知ダム当初500億円が完成時952億円、日吉ダム当初1200億円が完成時1836億円(ダムに関する説明資料治水部会20,21より)で、この方が住民の理解が得られない。 ・ 水位操作を固定的に考えているが、利水が出ていないのに放流量が決められるのか極めて疑問である。 ・ 治水対策として、破堤の危険箇所も示さず、堤防強化策の検討がまったく考えられていない。 ・ 丹生ダム予定地の自然度は高く、ダム計画の見直し参考資料(丹生1~29)に載せているが、イヌワシ、クマタカなど重要な種が生息している。ダム計画はそれらの種に多大な影響を与える事が考えられるが、過去にも有効な対策は聞いたことが無い。すなわち、それらの種を失う事になる。 ・ 姉川水系における滋賀県の治水の考え方(説明資料第4編30)で、ダムが最も有効としているが、その根拠は過去の検討手法によるもので、環境と住民意見はまったく反映されていない。さらに、ここでも「淡海の川づくり検討委員会」での議論が述べられており、流域委員会と合同で議論する事が有効である。 ・ 丹生ダムが、琵琶湖の急速な水位低下抑制による環境改善と、姉川・高時川環境改善のための水量を確保するとしているが、この主張は信じられない。 <p>そもそも、ダム湖の水は汚濁水であり、この水が環境改善に役立つと言</p>	寺川 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>えるのは、よほど汚い水が貯留している水溜まりにそそぐというのであればまだ分かるが、きれいな琵琶湖の北湖に注ぐのである。だし平ダムの放流がどのような悲惨な結果を招いたか記憶に新しいが、丹生ダムの貯留水を一気に放流すれば、環境改善どころか琵琶湖全体を汚す事になると考えるのがまともである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 水質について、この重要な問題がこれからの検討課題となっている。(説明資料第4編 41) 今回の提言では、水質について重視する方向を明確にしており、この面での検討を抜きにして、量だけでダム計画を評価することはできない。 ・ 琵琶湖の溶存酸素が年々低下してきている事が問題になっている。冬の雪解け水が湖底に溶存酸素を送り込んで、琵琶湖の水質を生き返らせているように聞いているが、説明資料第4編 37～41では、姉川からの溶存酸素供給量はわずかだから大したことはないように説明されている。 <p>この説明も非常にいい加減な調査と説明と言わざるを得ない。資料そのものの信憑性も確認する必要があるが、このような大事な事をこの程度の資料と説明で納得できるわけが無い。</p> <p>資料では姉川からの溶存酸素は最大月で約1,300tでありわずかである(第4編・40)。と記しているが、しかし、こうした蓄積が琵琶湖の溶存酸素を維持しているのではないのか。ダム計画は丹生ダムだけではなく、県の治水ダムとして姉川ダムが完成したほか、芹川の来栖ダム、安曇川の北川第1、第2ダム計画が進められている。こうしたダムが完成したときどのような事が起るかまったく検討されていない。自分のことさえ見ていないのである。周りの状況もしっかり見たうえで溶存酸素ほか琵琶湖の環境を十分調査・検討した上で正確に評価すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まだまだ各項目で指摘したい事はあるが、今後議論していきたい。 ・ 最後のまとめで、水位低下の抑止策、河川生態系再生、洪水対策の3点から丹生ダムの建設が有効としているが、上記の問題点や疑問が多くあり、いずれも検討不十分で有効といえない。 <p>また、今後の調査・検討とされた事項について、の利水について、早急な水需要の精査・確認がある。遅れているが、利水が丹生ダムの主要な建設目的である。今回、その中心目的が水位低下にすりかえられている。利水の予測・計画こそ早く出すべきであり、他の目的と並行して議論を行わない事にはまともな検討ができない。</p>	

	ご意見	提出者 (敬称略)
5. 具体的な整備内容		
5.1 河川整備計画策定・推進		
5.1.2 情報の共有と公開、住民との連携・協働、関係団体・自治体・他省庁との連携		
5.1.2(2) 住民との 連携・協働	住民との関係において、この具体策は「知らせて手伝って貰う」面に、ほとんど終始している。むしろ、住民（とくにその場にずっと住み続けてきた住民の知恵に、＜河川管理者＞が学ぶ面を大きく含めるべきである。	川那部 (水位)
5.2 河川環境		
5.2	洪水の擾乱、瀬切れ解消、および土砂移動の連続性の回復による河川環境を改善するためには、これまで以上に水が必要になることは明らかである。このようなことを真に議論するためには、洪水を含めて、流域全体の豊水・平水・渇水流量の実態を把握する、すなわち、淀川流域の水資源の実力を十分に把握し、かつ、環境保全に必要な流量の変動、および変動周期、流量の下限値などの環境流量に関する議論が必要である。このようなことを検討事項として加えて頂きたい。	江頭 (ダム)
5.2	<p>河川整備にあたって、河川環境のモニタリングを実施するとともに得られた基礎資料を基に生物及び生物の生息・生育環境に関する評価を行う。</p> <p>（１）これまで実施してきた「多自然型川づくり」の評価の実施。</p> <p>（２）河川環境のモニタリングの実施</p> <p>事業実施前のモニタリングを基に、予測・評価を行った上で事業を実施する。</p> <p>また、事業中及び事業実施後にもモニタリングを行い、事業へのフィードバックを行う。</p> <p>また、調査にあたっては、住民及び住民団体等と連携した調査等も視野に入れて実施する。</p> <p>例）</p> <p>③）琵琶湖家棟川地区ビオトープにおける植物のモニタリングを住民とともに継続して実施する。</p> <p>[2.1 河川環境] の記述から見ても、この程度のことで、「河川環境」の前文が終わっているのは、信じられない。全く不十分である。但し、倉卒のあいだに代替案を提出することは出来ないので、第2回以後の意見を待つ。</p>	川那部 (水位)
5.2.1 河川形状		
5.2.1(1)2)	<p>(1) 横断方向の河川形状の修復</p> <p>2) 横断方向の河川形状の修復方法について、検討する。</p> <p>—野洲川—河口部</p> <p>—琵琶湖—家棟川地区</p> <p>（試験施工及びモニタリング結果を踏まえた軽微な形状変更の検討）</p> <p>内湖・湿地帯復元のための調査・試験施工</p> <p>（試験施工の実施に際しては管理者である滋賀県と調整・連携して</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>取り組む。)</p> <p>理由：これは、単純に「横断方向の河川形状の修復」の問題ではない。後述の通り(3)として別置すべきである。</p>	
5.2.1(2) 縦断方向の河川形状の修復	<p>(2) 縦断方向の河川形状の修復：この見出しについて疑問があります。河川形状の修復ではなく、単に、生物の遡上・降下を確保するための横断構造物の修復ですよね。したがって、この見だしは(2) 縦断方向の不連続に伴う弊害の改善としては</p> <p>*河川横断形状の連続性を重視した低水護岸として、図のような工法はいかがですか？</p>	江頭 (ダム)
5.2.1(2)1)、2)	<p>(2) 縦断方向の河川形状の修復</p> <p>1) 現状の落差工において、縦断方向の連続性が阻害されていることから、新たに魚道の設置を実施する。</p> <p><u>④野洲川落差工(?)</u></p> <p>2) 縦断方向の河川形状の修復に向けて、現状の堰、落差工等において、魚類等の遡上・降下に配慮した構造を検討する。</p> <p><u>④野洲川落差工(?)</u></p> <p><u>④地方自治体に委託した一級河川、およびそれ以外の河川に存在するあらゆる堰・落差工等</u> (追加・削除)</p> <p>理由：一級河川の直轄部分においては、検討ではなく実施しなければならない。すでに十分に機能する魚道が設置されている場合には unnecessaryなので、いちおう(?)を付しておいたが、従来のものでは多くの場合不十分なことは明らかである。また、その他のあらゆるものについて、検討が必要である。</p>	川那部 (水位)
5.2.1(2)4)	<p>4) 既設ダムにおいて、魚類等の遡上・降下に配慮した方策を実施の可否も含め検討する。</p> <p>①瀬田川 瀬田川洗堰 ②宇治川 天ヶ瀬ダム <u>③他省庁・地方自治体・企業などの管理する一切の既設ダム</u> (追加)</p> <p>理由：検討の項目に、他省庁・地方自治体・企業などの管理するものを含めることがなければ、『提言』を活かしたことはならない。以下の各項目について、いちいち挙げることは省略するが、『整備計画』においては必ず記載することが必須である。</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2.1	<p>(3) 琵琶湖等における、湖と陸域および流入河川との連続性と確保と修復</p> <p>1) 琵琶湖における水陸移行帯の保全・再生を図るため、湖岸堤の改変、内湖の復活を含む湿地帯の回復、等についての措置について、国土交通省が中心になって他省庁・地方自治体等と検討する。</p> <p>2) 琵琶湖とそれに流入する河川とのあいだの連続性を確保・回復するために必要な措置について、国土交通省が中心になって他省庁・地方自治体等と検討する。</p> <p>(新たな項目として追加)</p> <p>理由：琵琶湖と周辺陸地(水田等を含む)及び流入河川とのあいだの移行帯と連続性の回復は、特置する必要がある。またここでこそ、国土交通省がイニシアティブをとって、他省庁・地方自治体等とすぐにも「検討」を開始しなければならない。</p>	川那部 (水位)
5.2.2 水位		
5.2.2(2)	<p>(2) 瀬田川洗堰において、自然における水位変動の様相を基本におき、治水・利水の影響を考慮した上で試験操作を実施しながら、琵琶湖における生物の生息・生育環境を保全・再生するための水位操作を検討する。</p> <p>理由：ここにおいても、「自然における水位変動の様相を基本におく」ことが記載されなければならない。</p>	川那部 (水位)
5.2.2(3)	<p>(3) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策を検討する。</p> <p>1) 姉川・高時川—丹生ダム</p> <p>2) 大戸川—大戸川ダム</p> <p>理由：「急速な水位低下と低い水位の長期化を抑制する方策」が、「丹生ダム」と「大戸川」ダムだけだというのは、どうあっても信じられない。万が一それを記すならば、それ以外の方策も列記すべきである。</p>	川那部 (水位)
5.2.2(4)	<p>(4) 横断方向の河川形状の琵琶湖と陸域および流入河川との連続性の確保と修復。(5.2.1 河川形状にて掲載)</p> <p>理由：すでに述べたとおりである。</p>	川那部 (水位)
5.2.2	<p>(5) 下流域の水利用を抑制するための方策などを、国土交通省が中心となって、他省庁・地方自治体・企業・住民などとともに検討する。</p> <p>(新たな項目として追加)</p> <p>理由：実施することと検討することとを、共に具体的に書くことが必須で、この記載では何をするのか良く判らず、全く不十分である。取り敢えず(5)を追加してみたが、倉卒のあいだに他の案を提出することは出来ないので、第2回以後の意見を待つ。</p>	川那部 (水位)
5.2.3 水量		
5.2.3(1)	<p>(1) なる検討項目において、挙げられているダムが直轄のものだけであるというのは、全く信じられない。当然に、他省庁・地方自治体・企業などの管理するものを含めることがなければならない。先に「いちいち挙げ</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	ることは省略する」と書いたが、ここは敢えて再掲する。	
5.2.3(2)	(2) 河川環境上必要な水量を検討するとともに、確保可能な水量を把握するために必要な諸調査を実施する。特に、 淀川大堰下流、猪名川、野洲川、草津川、姉川・高時川等について留意する。 理由:(2)について、これだけに「特に留意する」理由が明らかでない。	川那部 (水位)
5.2.4 水質		
5.2.4(2) 琵琶湖の水質保全対策	3) また、深底部の状態の悪化が、 <u>短期的・長期的に致命的な影響を及ぼす可能性に鑑み、その緊急かつ集中的な調査を実施し、かつ深底部のす状態の悪化に寄与すると考えられる事項については、予防原則のもとにそれを強く規制するあらゆる手段を検討する。</u> (新たな項目として追加) 理由: 深底部の状態の悪化については、極めて重要であるので(2)3)として特記すべきであり、さらに、予防原則にしたがった処置を検討すべきである。	川那部 (水位)
5.2.4(3) ダム湖の水質及び放流水質保全対策	1)~7)のすべてについて以下のものを追加する。 <u>「その他、他省庁・地方自治体・企業などの管理する一切の既設ダム湖についてもこれを行うものとする。」</u> 理由: すでに何度か述べた。以下にも各項で多くあるが、もう繰り返したくない。	川那部 (水位)
5.2.4	(5) 河川・湖沼の水質基準項目等の再検討 <u>従来の水質基準項目を検討し直し、合わせて生物指標・官能指標等を取り入れるために検討を行う。</u> (新たな項目として追加) 理由:(5)は、改めて記載し、ものごとを進めるべきである。	川那部 (水位)
5.2.5 土砂		
5.2.5	山地から河口に至る区間において、好ましい土砂環境を創生するための流砂コントロールのあり方を検討することが重要である。異常出水に伴う大量の土砂流出制御(土砂災害防止)、通常の出水を含む平時の流出土砂のコントロールによって、いかに好ましい河川の物理環境を創生していくか検討してほしい。併せて、スリット砂防ダム、流砂バイパス、サイフォン式ダム排砂、掘削、パイプ輸送などによる流砂調節の課題にも取り組んでほしい。	江頭 (ダム)
5.2.6 生態系		
5.2.6(1)	琵琶湖の全体とその流入河川について、一般的にも、また特別に場所を限っても、「生息・生育環境の保全・再生を少なくとも「検討」しなければならない。また、そのうちの一部については、遅くとも『整備計画』に関して委員会が答申するまでに、関係機関と協議のうえで、国土交通省として「実施」することが可能の筈である。いかが?	川那部 (水位)
5.2.7 景観		

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.2.7	「(4)ダム周辺における道路の下部法面や人工構造物周辺に潜在自然植生構成樹木に基づいた修景緑化について検討する。」を記載すべきである。	小林 (水位)
5.3 治水・防災		
5.3.1 洪水		
5.3.1(1) 破堤による被害の回避・軽減	ハード対策の実施にあたり、河川環境を改悪しない、例えば、生態機能に優れた護岸・・・という一文があった方がよいのでは。	江頭 (ダム)
5.3.1(3) 一連区間整備の完成等	質問；宇治川における用地買収、隠元橋架け替え、天ヶ瀬ダム再開発、鹿跳び、塔の島河道掘削は一体のものですか？	江頭 (ダム)
5.3.1(4) 土砂対策	土砂災害防止法との関連を記述する。さらに、計画規模の洪水時には山地が荒廃するのは確実であり、これは異常な土砂流出による洪水災害の拡大要因になるので、その評価法を検討することが重要。さらに、平時における土砂管理・・・	江頭 (ダム)
5.4 利水		
5.4	(全く個人的な願望) A：地球温暖化は確実に進んでいることはたしかなことであり、しかも、それにより降雨は時空間的に変動が大きくなっており、長期的には少雨化傾向になっていることが示されている。B：独特の水文化。C：水供給能力。D：水需要管理の実現性。以上、A-Dのことを考慮して、治水・環境など総合的に判断した利水施策を進めてほしい。	江頭 (ダム)
5.5 利用		
5.5.1 水面		
5.5.1(1)	子供たちが川の恵みを感じられる水面利用の自然体験、環境学習等のソフト事業も検討し、実施する。	井上 (連携)
5.5.1(1)1) 水上オートバイの利用規制	「琵琶湖と滋賀地域の瀬田川では、「滋賀県琵琶湖のレジャー利用の適正化に関する条例」(平成14年滋賀県条例第52号)が制定されており、お母などを活用して、水上オートバイによる騒音及び水質等の問題について、関係機関と連携し調査する。」 以下の数項目についても同様に、「琵琶湖」を含める。また、条例などに一方的に頼るのではなく、それを活用すべきものである。	川那部 (水位)
5.5.2 河川敷		
5.5.2	5.5.2 河川敷と湖岸帯 (追加) 具体的な問題については、倉卒のあいだに案を提出することが出来ないの で、第2回以後の意見を待つ。	川那部 (水位)
5.5.3 舟運		
5.5.3	具体的な問題については、倉卒のあいだに案を提出することが出来ないの で、第2回以後の意見を待つ	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.7 ダム		
5.7	<p>長期の視点 新潟県朝日村の三面（みおもて）ダムを扱った“山に生かされた日々”という自主上映されつづけている映画がある。ダム建設を受け入れ村上市に集団移住させられた当該ダム地域の人々の”山“と”山に生きるもの“の Raison D’etre〔文化、歴史を含め〕を求めつづける姿を扱ったものである。</p> <p>現在対象となっているダム地域の人々、出来るならダム建設を受け入れた次の世代の人々の中から内発的にこの地域のもつ価値の本源にたちかえって議論できないか（誰がコーディネートするか、しかも継続的にかかわり続けて、というヒトの問題があるが）、ダムが当該地域の連綿として続いてきた歴史の破壊でもあるから。</p> <p>短・中期の視点 食うためのしくみづくりの形成にとりかからねばならない。ダムによってもたらされると考えている経済効果（観光などもはや幻想だが）への Alternative は何なのか。</p> <p>ドイツの農民が食料生産者、飼料生産者、エネルギー生産者の三側面をもつものとして各種政策が講じられているような、日本における林業者の位置づけをダム対象地域からも構築する。最大の視点はバイオマスエネルギー・エネルギー生産基地であるとする。幸いにも、バイオマス・ニッポン総合戦略は一府五省（内閣府、環境省、農水省、経済産業省、国土交通省、文部科学省）が同一テーブルで基本政策を策定し、この3月からは推進体制にはいったところである。</p> <p>“川”が国土交通省だけでは、最早再生プランがたてられない中、バイオマス・エネルギーに関し一府五省連携の議論は参考になると考える。</p> <p>“特区”などを含め、エネルギー生産・供給基地として位置づけて、食うしくみの可能性をさぐる。</p>	藤井 (連携)
5.7.1 既設ダム		
5.7.1	繰り返しになるが、この各項においても挙げられているダムが直轄のものだけであるのは、全く信じられない。当然に、他省庁・地方自治体・企業などの管理するものを含めることがなければならない。	川那部 (水位)
5.7.2 各ダムの調査検討内容		
5.7.2	<p>-(1) 大戸川ダム 1) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急速な水位低下の抑制策としては、大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効である。</p> <p>2) 狭窄部の開削を当面できないことから保津峡上流の亀岡地区の浸水被害の解消を図る必要があり、目吉ダムの治水容量を増量することにより浸水被害の軽減を図るためには、利水容量を大戸川ダムに振り替えることが有効である。</p>	川那部 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>3) 大戸川の洪水被害の軽減のため、治水対策が必要である。このためには、大戸川ダム建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。</p> <p>4) 大戸川ダムは下流部の浸水被害を軽減する効果がある。大戸川ダムについて以下の調査検討を行う。</p> <p>1) 琵琶湖の水位低下抑制のための大戸川ダムからの放流による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査・検討を行う。</p> <p>2) 目吉ダムの利水容量の振替についての検討を行う。</p> <p>3) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。</p> <p>4) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</p> <p>5) 利水について、水需要の精査確認を行う。</p> <p>(2) 天ヶ瀬ダム再開発</p> <p>1) 淀川・宇治川の洪水時に全閉を含めて洗堰の放流の制限をすることは必要である。</p> <p>2) 下流の洪水が低減した時点では、琵琶湖周辺の浸水被害を軽減させるために、できるだけ多くの流量を琵琶湖から放流(いわゆる後期放流)することが必要である。</p> <p>3) 琵琶湖からの放流量を増大させるためには、天ヶ瀬ダムの放流能力を増大することが有効である。</p> <p>4) 天ヶ瀬ダム再開発事業は、下流部の浸水被害を軽減する効果がある。</p> <p>天ヶ瀬ダム再開発について以下の調査・検討を行う。</p> <p>1) 天ヶ瀬ダム放流能力増大方策として既存施設を活用した放流方法の検討を行う。</p> <p>2) 放流方法の変更に伴う環境への影響についての調査・検討を行う。</p> <p>3) 貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。</p> <p>4) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</p> <p>5) 利水について、水需要の精査確認を行う。</p> <p>(4) 丹生ダム</p> <p>1) 琵琶湖における急速な水位低下と低い水位の長期化が生態系に及ぼす影響の軽減策を緊急に実施する必要がある。急激な水位低下の抑制策としては、丹生ダム等の貯留施設が有効である。また、琵琶湖への補給水を活用して淀川水系の異常渇水時に緊急水を補給することができる。</p> <p>2) 姉川・高時川では瀬切れが毎年のように発生しており、河川の生態系や利用の観点から、緊急に保全・再生を図る必要がある。丹生ダムからの補給は、瀬切れ解消等の河川環境の保全・再生を行うことに有効である。</p>	

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>3) 姉川・高時川の洪水被害軽減のため、治水対策が必要である。このためには、丹生ダムの建設が有効である。なお、滋賀県の河川整備計画との整合を図る。</p> <p>丹生ダム計画について以下の調査・検討を行う。</p> <p>1) 琵琶湖の水位低下抑制のための丹生ダムからの補給による効果と、その自然環境に及ぼす影響について、さらに詳細な調査検討を行う。</p> <p>2) 貯水池規模の見直し並びに貯水池運用の変更に伴う環境等の諸調査を行う。</p> <p>3) 土砂移動の連続性を確保する方策の検討を行う。</p> <p>4) 利水について、水需要の精査確認を行う。</p> <p>[理由]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・委員会での過去の説明は、「提言」の内容からかなり離れていたし、この第2稿においても同様である。最終稿までに大幅な変更がなされるに違いないと期待する。 ・以下に述べるのは、全くの老婆心ながら、そのおおまかな方向性を教示するつもりのものである。 ・他との協議が必要であることを理由に、検討から早々に落とされた「代替え」項目が散見するが、それでは「検討」、「見直し」の意味は全くなく、「提言」の趣旨に大きく違反する。必ず大きく復活させて、十分に「検討」しなければならない。とくにダム建設には時間のかかることに鑑み、完成時点で意味が少ないもの多出しているとの批判のある実情を考慮に入れて、全面的な検討を行わなければならない。 ・自然環境保全を目的とするものについては、その意義の理解し難いものの多いことに鑑み、その内容について具体的に「検討」しなければならない。 ・また、治水・利水などの他の目的の大きくは記載されていなかったものについては、その目的が将来改めて復活しないように、「その意義がない」ことを明瞭に記載しなければならない。 	
5.7.2	<p>第21回委員会(5/16)資料3-1(丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料)第1編-26について、琵琶湖水位維持を図る4つの方策を個別に検討するのではなく、組み合わせたらどうなるか検討する。</p>	川端 (ダム)
5.7.2	<p>第21回委員会(5/16)資料3-1(丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料)について</p> <p>水位が低下しなければニゴロブナの漁獲量は回復するののかについての調査研究が必要である。(理由:5~6月の40cm程度の水位低下によって、ニゴロブナが減少した(第1編-3)ことは第1編-6からは読み取れない。コイ科魚類の産卵場所の詳細調査が必要。ヨシ帯のヨシの茎、ヨシの枯葉、ヨシ帯のギャップの中の浮葉植物や沈水植物への産卵量を明らかにする。水位低下(4cm/6日程度、第1編-5)では、ヨシの茎以外では卵が常に</p>	川端 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>水につかっている可能性も有るので)</p> <p>移行帯の復元が必要である(理由:仔魚、稚魚にとって必要な生育場所なので)。</p> <p>水位の急激な減少の抑制によってコイ科の産卵を回復させることができる場合、6月に急激な水位低下が起きない水位操作を行なう(理由:6月が最も多くの魚種の産卵期になっている。第4編-2では水位抑制効果は7月からになっている)</p>	
5.7.2	<p>丹生ダムについての意見</p> <p>1. 最近の水位変動が琵琶湖の生態系に与えた影響には、大きく分けて(1)季節的水位変動パターンの変化、および(2)著しい水位低下(おおむねBSL-1.0m近い)の頻発化に分けられる。(1)は、琵琶湖の季節的水位変動パターンは、本来、最高水位が夏期の降雨に伴うタイプの湖沼(田中、1918)を、平成4年の水位操作規則変更により、人為的水位操作により夏期に低水位で維持するよう変化させたことに伴い、コイ科魚類の本来の産卵盛期 後半にあたる6月中旬以降、産卵が観察されなくなり、産卵期が前半の4・5月のみに短縮された可能性が指摘されている(山本、遊磨、1999)。</p> <p>2. (1)については、人為的な水位操作で水位の季節的変動パターンが変わったことが魚類の産卵に影響を与えていると指摘されているわけであるから、もしその指摘が正しいのであるならば、論理的にいえば、水位操作を元に戻せば解決するはずの問題である。水位操作を一切変更せずに、ダムからの水供給のみで琵琶湖の水位を調整するという論理には無理がある。また実際の水位シミュレーション結果からみて、ダムからの水供給で琵琶湖の水位が多少上がったとしても、水位上昇が期待されるのは7月以降で、しかも-20cm以上の水位になることは想定されておらず、この計画通り水位が上昇したとしてもコイ科の産卵期が元通りになるという保証はどこにもない。</p> <p>したがって、先ず現状のコイ科魚類の産卵生態についての基礎的情報を収集、解析し、とくに降雨の多い年と降雨量の極めて少ない年とで比較を行い、水位操作も含めどのような対策をとれば、コイ科の産卵期が元通りになるのかについて、より詳細な検討をすすめることがまず必要であると考えます。</p> <p>3. 一方、ダムからの水の供給によって、(2)著しい水位低下(おおむねBSL-1.0m近い)の頻発化が緩和されることをシミュレーション結果は示しており、著しい水位低下の頻発化が生態系に与える影響についてはある程度緩和されると考えられる。</p> <p>4. 河川管理者の資料によると、Vollenweiderのモデルに基づく丹生ダムの水質予測では、丹生ダムの水質は貧栄養と中栄養の境界線上に位置していた。つまり、丹生ダムの予測水質は決して貧栄養ではないこと</p>	西野 (水位)

	ご意見	提出者 (敬称略)
	<p>を意味している。またダムからの放水が表層よりも下層で放水された場合、比較的栄養塩濃度の高い湖水が流出する可能性もある。したがって、夏にダムの水が琵琶湖に流入した場合、ダムの水(およびダムから琵琶湖に流入する河川水)に含まれる栄養塩が植物プランクトンの新たなブルーム(異常増殖)を引き起こす可能性がないのかどうか、現況の河川のみならず、既存のダムでの調査も含めた検討が必要となると思う。</p> <p>5. 琵琶湖北湖の北副湖盆(安曇川以北)の最深部は水深103.6mもの深さがある。湖底直上水の長期的低酸素化傾向および冬の酸素を多量に含む雪解け水が深水層に潜り込む現象は北副湖盆で観察されている。これまで北副湖盆に直接流入する河川(安曇川水系、姉川水系)にはダムはなかった。丹生ダムが建設されることで、琵琶湖北湖の北副湖盆への雪解け水が流入しなくなる可能性がないのかどうか、既存資料だけでは判断できない。河川および琵琶湖北副湖盆における雪解け水の挙動について、温暖な年とそうでない年とで綿密な調査を行い、事実関係を比較検討する必要がある。</p>	
5.7.2	<p>丹生ダム・大戸川ダムの計画の見直し案説明資料の第4編-1この説明の第1章の説明ならびに第5編-3の説明資料を見ると、ダムが琵琶湖の環境改善をあたかもするような表現になっているように見えますが、流域委員会ではそのような提言をしたのでしょうか？</p> <p>もう一方の資料第21回委員会H15.5.16資料3-3丹生-25の説明と同じ説明になっていないように思えますがどうでしょうか？</p> <p>琵琶湖環境改善の言葉について説明の中に良くつかわれていますが、第5編4の(3)琵琶湖環境改善のために必要な・・・が良く分かりませんでした。琵琶湖部会として確認してください</p>	松岡 (ダム)
5.7.2(1)1)	<p>「急速な水位低下の抑制策としては大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効である」と断定しないで、「急速な水位低下の抑制策としては大戸川ダム等の貯留施設の建設が有効であるかどうか詳細に検討する」とする。理由はp70に大戸川ダムについて以下の調査検討を行なう1)に、調査・検討を行なうと書いてあるから。また、水位に関する意見(川端)に述べた理由から。</p>	川端 (ダム)
5.7.2(4)1)	<p>「丹生ダム等の貯留施設が有効である」を「丹生ダム等の貯留施設が有効であるかどうか詳細に検討する」とする。</p>	川端 (ダム)
5.7.2(4)2)	<p>丹生ダムの必要性の理由の1つに瀬切れ解消があげられている(説明資料(第2稿p71)。一方、丹生ダム・大戸川ダム計画の見直し案説明資料第4編-7~第4編-9には昭和30年から環境はきわめて良好と述べている。丹生ダム建設によって瀬切れを解消したら何が失われるのか、詳細な検討が必要である。</p>	川端 (ダム)

	ご意見	提出者 (敬称略)
5.7.2(5) 余野川ダム	(全般) 各ダムにおける環境(水質・流砂・河床変動)影響評価に関する記述が見あたらない (全般) ダムが建設されない場合の治水・利水問題を解決するための代替案の検討が必要。例えば、代替案として河道における対策、流域対策などを挙げて、それらを評価して下さい。	江頭 (ダム)
5.8 関連施策		
5.8.1 淀川河川公園		
5.8.1	淀川河川公園だけで良いのか。	川那部 (水位)
全体		
連携	<p>特に重視しなくてはならないのは下記のような内容ではないでしょうか。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 持続可能で経済性のある農業、林業、漁業を成立させる河川管理のあり方 2. もともとつながっている水網(水路から河川、湖まで)全体が行政の縦割りで分断されている状況からの連続性の回復 3. 水利権や治水をめぐる住民(水源地と消費地間の問題も含む)同士のコミュニケーション促進 4. 流域下水道に代わる新たな水循環システムの提案(農地と市街地の連携) 5. 子ども達への河川学習機会の提供 6. 上記全体について、市民との連携が有効な事項の提示、あるいは先進地の事例研究 <p>あるいは以前、川端様から類似の提案があったと思いますが、たとえば高時川流域を一つのモデル地域として、流域全体の治水・利水・環境を調和させる新たなシステムを作る、という試みをスタートさせることを提案してみてもはどうでしょうか。</p> <p>具体的な場所を設定することで、具体的な課題が見えてくるかもしれません。</p>	村上 (連携)